

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	33 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	28 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 56 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 56 年 1 月
④ 昭和 59 年 1 月から 62 年 3 月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることが分かった。申立期間の国民年金保険料は納付した記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 53 年度以降申立期間③直後の昭和 56 年 2 月に厚生年金保険被保険者となるまでの期間のうち申立期間②及び③を除き国民年金保険料を納付しており、それぞれ 3 か月及び 1 か月と短期間である申立期間②及び③の保険料を納付したと考えるのが自然である。

2 申立期間①について、申立人に払い出された国民年金手帳記号番号*の被保険者資格取得日は、特殊台帳から昭和 53 年 4 月 1 日となっていることが確認でき、申立期間①が未加入期間であることから、国民年金保険料は制度上納付できない。

また、国民年金手帳記号番号*が払い出された平成元年 5 月時点で申立期間①の国民年金保険料は時効により納付できない。

3 申立期間④について、申立人は、平成元年 5 月 24 日の国民年金の加

入手続後の同年6月21日に昭和62年4月から平成元年3月までの国民年金保険料を過年度納付しており、過年度納付した時点で申立期間④の保険料は時効により納付できず、元年6月21日に過年度納付した以外に保険料をまとめて納付した記憶も無いとしている。

また、A市の国民年金被保険者名簿の記事欄に「59.7.9 B市確認済」、「59、60年度納付書戻り」及び昭和61年10月にC市への転出と記載されており、A市で交付された納付書から申立期間④の国民年金保険料が納付されていないことが確認できること、及び申立人がA市からの転出時及びC市やD区への転出入時に国民年金の届出を行った事情が見当たらず、行政機関において申立人を被保険者として管理できなかったことから、申立人は、保険料を納付できなかったものと推察される。

- 4 口頭意見陳述においても、申立期間①及び④の国民年金保険料の納付状況等について、当初の申立以上に具体的な申述が得られなかった。
- 5 申立人が申立期間①及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年6月までの期間及び56年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月から2年5月まで
② 平成4年2月

平成4年9月頃A市に引っ越して来てA市役所B事務所で転入届を出した際、窓口で「国民年金に未納期間があるので納付した方が良い。」と言われたので、その年内に何回かに分けて市役所で納付した。

保険料は月1万6,000円ぐらいだったと思うが、納めたはずの保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号の払出状況から平成4年9月頃に払い出されたと推認され、この時点からすると申立期間は過年度納付することが可能な期間である上、申立期間直後から厚生年金保険に加入するまでの6か月間は納付済みになっていることがオンライン記録から確認できることから、申立人の主張に不自然さは無く、1か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付しなかった特段の事情も見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成4年中に何回かに分けて納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付したとする時期からすると申立期間は時効により保険料を納付することができず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月

私は、当時母親に勧められ 1 か月分の保険料をもらい、昭和 51 年 3 月 16 日に A 区役所へ行って国民年金の任意加入手続をし、その国民年金保険料を 1 か月分納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金任意加入手続時に母親からもらった保険料を A 区役所で納付したとしているところ、申立人の年金手帳及び B 市国民年金被保険者名簿の資格取得の欄には、昭和 51 年 3 月 16 日に任意加入した旨が記載されていることが確認でき、申立期間は加入時点で保険料を納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間直後から 60 歳到達まで第 3 号被保険者期間を含め保険料の未納は無く、申立人の納付意識は高かったと考えられ、加入手続当初の 1 か月分のみ納付しなかったとは考え難く、ほかに保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から同年12月まで

父が、私と妻の国民年金への加入手続をしてくれ、保険料は自宅に来た自治会の集金人に家族の分と一緒に納付してくれていたと思う。妻は納付済みとなっているのに、私が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が妻の分と合わせて国民年金の加入手続を行い、保険料は自治会の班長に納めてくれていたと思うとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年12月頃夫婦連番で払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿及び被保険者台帳により確認できる上、申立人の近隣の者が申立期間当時自治会による集金制度があったと証言していることから、申立内容に不自然さはない。

また、申立期間直前の昭和44年11月から45年3月までの国民年金保険料が過年度納付され、申立期間直後の46年1月から同年3月までの保険料が現年度納付されていること、及び申立人の父が申立人と一緒に保険料を納付したとする、申立人の妻の手帳記号番号払出以前の期間の保険料は現年度納付されていることがA市の国民年金被保険者名簿検認記録により推認できることから、申立人の父が申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人を含む家族4人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人の申立期間及び申立人の母の昭和52年1月から同年3月までの3か月の未納を除きいずれも国民年金加入期間中に未納期間は無く、申立人の家族の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月から同年4月まで

申立期間については、会社を退職後にA町役場（現在は、B市役所A総合支所）で国民年金への再加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、会社を退職後にA町役場で国民年金への再加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしている。これについて、申立期間はオンライン記録では未加入期間となっているが、申立人が所持している国民年金手帳の「国民年金の記録（1）」の欄の平成7年9月20日には「強」に丸印があり、被保険者でなくなった日として8年5月29日の記載があることから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間であり、申立人が3か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間を除いて未納期間は無いことから、国民年金に対する納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から10年5月1日まで
株式会社Aに勤務した期間のうち、平成8年7月1日から10年5月1日までの期間に係る標準報酬月額が9万2,000円となっているが、申立期間の報酬月額は41万円であり、標準報酬月額41万円に基づく保険料が給与から控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初申立人が主張する41万円と記録されていたところ、株式会社Aが適用事業所に該当しなくなった日（平成10年5月1日）の後の同年同月8日付けで、8年7月1日に遡及して標準報酬月額を9万2,000円に訂正処理されていることが確認できる。

一方、株式会社Aの登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成10年5月8日に同社の取締役であったことが確認できる（10年*月*日に、同年*月*日付けで取締役辞任の登記が行われている。）が、同社の複数の従業員は、「申立人は、申立期間当時、営業に従事しており、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務は、別の取締役が行っていたと思う。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録を、事業主が当初届け出た41万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成12年9月及び同年12月から13年9月までの期間は18万円、同年10月は17万円、同年11月は18万円、同年12月から14年2月までの期間は17万円、同年3月は16万円、同年5月は18万円、同年6月は17万円、同年10月から15年1月までの期間は18万円、同年8月から同年11月までの期間は17万円、17年9月は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成12年9月1日から15年11月30日まで
② 平成17年9月

A株式会社における申立期間の標準報酬月額が、給与明細と比較すると低くなっているため、調査して正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書、平成13年分及び14年分の課税証明書から確認

できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、12年9月及び同年12月から13年9月までの期間は18万円、同年10月は17万円、同年11月は18万円、同年12月から14年2月までの期間は17万円、同年3月は16万円、同年5月は18万円、同年6月は17万円、同年10月から15年1月までの期間は18万円、同年8月から同年11月までの期間は17万円とすることが妥当である。

また、申立期間②に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①のうち、平成14年4月、同年7月から同年9月までの期間、15年2月及び同年3月に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行なわない。

3 申立期間①のうち、平成12年10月及び同年11月、15年4月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間の報酬額または控除保険料額が不明であることのほか、事業主からも保険料控除について供述が得られず、このほか申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和57年9月30日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額の記録を、平成3年2月から同年7月までの期間を50万円、同年8月から5年2月までの期間を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年9月30日から59年1月5日まで
② 平成3年2月1日から5年3月31日まで

ねんきん定期便によると、昭和57年9月30日に株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、59年1月5日に株式会社Aにおいて再取得するまでの期間も継続して同社に勤務していた。被保険者期間が16か月空白となっており、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、株式会社Bは、株式会社Cの従業員が設立した「株式会社A」が社会保険の適用事業所となる前に、その従業員を社会保険に加入させていた会社であり、自分は株式会社Aに勤務していた。

また、株式会社Dに勤務した期間のうち、申立期間②の標準報酬月額が32万円となっている。実際に支払われた給与額と相違しているので当該期間の厚生年金保険標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、同僚の供述、同僚が所持する昭和 57 年分給与所得の源泉徴収票及び同年 4 月 1 日付けの給与辞令から判断すると、申立人が、当該期間において株式会社Aに勤務していたと認められる。

また、同僚が所持する昭和 57 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、当該期間において継続して給与から厚生年金保険料が控除されていたとする場合の額とおおむね一致することが確認できる上、当該同僚は、申立人が当該期間においても勤務形態に変更無く継続して勤務していた旨を供述している。

さらに、株式会社Bにおいて申立人と同様に同社が適用事業所でなくなった日（昭和 57 年 9 月 30 日）に資格喪失している複数の同僚は、昭和 59 年 1 月 5 日に適用事業所となった株式会社Aにおいて資格取得していることが確認できるところ、当該同僚は、引き続き社会保険料の控除があった旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和 59 年 1 月に係る社会保険事務所の記録から 30 万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、株式会社Aは昭和 59 年 1 月 5 日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、商業登記簿謄本により 56 年 12 月 * 日に成立しており、複数の同僚の供述から、申立期間において 5 人以上の従業員を雇用していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する平成 3 年 2 月から同年 7 月まで期間の標準報酬月額は 50 万円、同年 8 月から 5 年 2 月までの標準報酬月額は 53 万円と記録されていたところ、株式会社Dが厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 5 年 3 月 31 日以降の同年 5 月 7 日付けで、標準報酬月額が 3 年 2 月 1 日に遡って 32 万円に引き下げられてお

り、申立人のほか4人の同僚についても同様に遡及訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は、「急激に資金繰りが悪化した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正する処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年2月から同年7月までの期間を50万円、同年8月から5年2月までの期間を53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B出張所における資格喪失日、及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月17日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A株式会社のB出張所から同社C支店に転勤したときの厚生年金保険被保険者期間に1か月の空白がある。継続して勤務していたので、空白期間があるのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、昭和62年6月30日にA株式会社と合併したD株式会社が保管していた43年6月1日付けの名簿に申立人の氏名が確認できること、申立人が保管していた同年6月1日付けの異動辞令、退職金・慰労金計算書（40年4月1日入社、平成13年9月30日退社）、及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間にA株式会社に継続して勤務し（昭和43年6月1日に同社B出張所から同社C支店へ異動）、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B出張所における昭和43年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成11年11月及び同年12月を44万円、12年1月を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人の申立期間②及び③に係る標準報酬月額記録については、平成15年4月から同年11月までを13万4,000円、16年1月及び同年2月を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年11月1日から12年2月1日まで
② 平成15年4月1日から同年12月1日まで
③ 平成16年1月1日から同年3月1日まで

ねんきん定期便によると、A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、保管している給与明細書で控除されている保険料に相当する標準報酬月額と一致していないようなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち平成11年11月については、申立人が保管するA株式会社の給与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち平成11年12月については、同給与明細書に

より、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（30万円）を超える報酬月額（46万9,500円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（47万円）より低い標準報酬月額（44万円）に見合う厚生年金保険料（3万8,170円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①のうち平成12年1月については、同給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（30万円）を超える報酬月額（41万8,500円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（41万円）より高い標準報酬月額（44万円）に見合う厚生年金保険料（3万8,170円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①のうち平成11年12月、12年1月に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成11年12月は44万円、12年1月は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る保険料の納付について分かる資料等を保管していないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②及び③については、同給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（申立期間②及び③は10万4,000円）を超える報酬月額（平成15年4月から同年11月まで、16年1月及び同年2月は39万4,000円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（15年4月から同年11月、16年1月及び同年2月は38万円）より低い標準報酬月額（15年4月から同年11月まで、16年1月及び同年2月は13万4,000円）に見合う厚生年金保険料（15年4月から同年11月まで、16年1月及び同年2月は9,022円）

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②及び③に係る標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 4 月から同年 11 月まで、16 年 1 月及び同年 2 月は 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管していた申立期間②及び③に係る社会保険料の領収証書で確認できる厚生年金保険料と、申立期間②及び③当時に当該事業所で被保険者記録がある者のオンライン記録から算出した厚生年金保険料の合計額が一致していることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 12 月 1 日から 16 年 3 月 1 日まで
年金記録確認第三者委員会から、A株式会社勤務していた当時の同僚が同社に勤務していた期間の年金記録がおかしい旨の申立てをしたとのことで、私に問い合わせがあった。

私も自分の記録を調べてみたところ、社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社に入社してから退職するまでの期間の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当時の私が受け取っていた給与と比べて明らかにおかしい記録である。給与明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持している給与明細書により、申立人は、平成 12 年 5 月及び同年 9 月、13 年 7 月及び同年 10 月、14 年 2 月及び同年 10 月、15 年 3

月、同年5月、同年8月及び同年10月は22万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。また、申立人は、平成11年12月から12年4月まで、同年6月から同年8月まで、同年10月から13年6月まで、同年8月から同年9月まで、同年11月から14年1月まで、同年3月から同年9月まで、同年11月から15年2月まで、同年4月、同年6月、同年7月、同年9月、及び同年11月から16年2月までの給与明細書を紛失していることから、厚生年金保険料の控除は確認できないものの、申立期間当時に在籍した複数の同僚も申立人と同様にオンライン記録の標準報酬月額である9万8,000円に見合う保険料額よりも高い厚生年金保険料が給与より控除されていることが確認できること、申立人が平成11年12月1日に被保険者資格を取得した当初には標準報酬月額を22万円とする届出をしていたところ、12年3月14日に11年12月1日に被保険者資格を取得した際の標準報酬月額を9万8,000円に訂正したこと、15年4月に厚生年金保険料率に変更になった後も標準報酬月額が22万円に見合う厚生年金保険料を控除していることが確認できることから、事業主から標準報酬月額22万円に相当する保険料が控除されていたことが推認できる。

以上のことから、申立人の申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が一致していない上、事業主は、平成10年11月から全従業員について標準報酬月額を9万8,000円とした届出を行ったことを認めているところ、社会保険事務所のオンライン記録でも、11年1月以降在籍したA株式会社の被保険者32人のうち、1日のみ籍した一人を除いた31人に係る標準報酬月額が全て9万8,000円とされているのが確認できることから、事業主は、給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B工場（現在は、C株式会社D所）における資格取得日は、昭和22年4月29日、資格喪失日は24年5月14日であることが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年4月及び同年5月は450円、同年6月から同年11月までは500円、同年12月から23年7月までは600円、同年8月から同年12月までは3,300円、24年1月から同年3月までは4,800円、同年4月は3,300円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年4月1日から24年6月30日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社B工場（現在は、C株式会社D所）に勤務していた26か月が欠落しているので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B工場の勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から、申立人が申立期間において、同工場に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日の一部が相違しているものの、同姓同名である、基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和22年4月29日、資格喪失日は24年5月14日）が確認できる。

さらに、C株式会社から提出のあった申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」に記載されている氏名及び生年月日は、上記の未統合記録と一致していることが確認できる上、当時の同僚も「同期はたくさんいたが、（申立人と）同一姓は多分申立人しかいなかったと思う。」旨の供述が得られて

いるところ、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、上記記録とは別に、申立人と同姓の厚生年金保険被保険者を確認することができないことから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が昭和22年4月29日に被保険者資格を取得し、24年5月14日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている当該未統合記録から、昭和22年4月及び同年5月は450円、同年6月から同年11月までは500円、同年12月から23年7月までは600円、同年8月から同年12月までは3,300円、24年1月から同年3月までは4,800円、同年4月は3,300円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和24年5月14日から同年6月30日までにについては、事業主から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、申立人を含めて全員被保険者資格喪失日が記載されていないものの、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、いずれの被保険者も同年5月14日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当該同僚から保険料控除について具体的な供述が得られないほか、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年8月1日から63年5月26日まで期間及び同年8月26日から平成20年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を、54年8月を11万8,000円、同年9月から同年11月までの期間を12万6,000円、同年12月を11万8,000円、55年1月を11万円、同年2月を12万6,000円、同年3月及び同年4月を13万4,000円、同年5月を12万6,000円、同年6月から同年8月までの期間を13万4,000円、同年9月を11万円、同年10月から56年1月までの期間を13万4,000円、同年2月及び同年3月を16万円、同年4月を15万円、同年5月を16万円、同年6月を15万円、同年7月及び同年8月を16万円、同年9月及び同年10月を15万円、同年11月から57年1月までの期間を16万円、同年2月から同年4月までの期間を18万円、同年5月から58年2月までの期間を17万円、同年3月から同年7月までの期間を18万円、同年8月から63年1月までの期間を19万円、同年2月から同年4月までの期間を20万円、同年8月から平成元年1月までの期間を22万円、同年2月及び同年3月を26万円、同年4月及び同年5月を28万円、同年6月及び同年7月を24万円、同年8月を26万円、同年9月を24万円、同年10月を26万円、同年11月及び同年12月を24万円、2年1月を28万円、同年2月を26万円、同年3月から同年5月までの期間を28万円、同年6月を26万円、同年7月を28万円、同年8月を26万円、同年9月を24万円、同年10月及び同年11月を28万円、同年12月を26万円、3年1月から4年1月までの期間を28万円、同年2月から同年7月までの期間を30万円、同年8月を11万8,000円、同年9月から6年1月までの期間を30万円、同年2月から同年9月までの期間を32万円、同年10月を28万円、同年11月から8年2月までの期間を32万円、同年3月から同年8月までの期間を34万円、同年9月を32万円、同年10月から9年1月までの期間を34万円、同年2月から10年8月までの期間を36万円、同年9月から同年11月までの期間を34万円、同年12月及び11年1月を36万円、同年2月を34万円、同年3月から13年10月までの期間を36万円、同年11月を38万円、同年12月を36万円、14年1月を34万円、同年2月を36万円、同年3月を38万円、同年4月を34万円、同年5月から同年7月までの期間を36万円、同年8月を34万円、同年9月及び同年10月を36万円、同年11月を34万円、同年12月から15年2月までの期間を36万円、同年3月を38万円、同年4月を34万円、同年5

月から16年8月までの期間を36万円、同年9月を34万円、同年10月を36万円、同年11月から17年2月までの期間を34万円、同年3月を36万円、同年4月を34万円、同年5月から同年7月までの期間を36万円、同年8月を34万円、同年9月を36万円、同年10月及び同年11月を34万円、同年12月から18年4月までの期間を36万円、同年5月を34万円、同年6月及び同年7月を36万円、同年8月を34万円、同年9月を36万円、同年10月を32万円、同年11月を36万円、同年12月及び19年1月を34万円、同年2月から同年5月までの期間を36万円、同年6月を15万円、同年7月を36万円、同年8月及び同年9月を34万円、同年10月及び同年11月を32万円、同年12月を34万円、20年1月を32万円、同年2月及び同年3月を34万円に訂正することが必要である。

また、平成15年7月31日、同年12月26日、16年7月30日、同年12月28日及び17年7月29日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年7月31日を8,000円、同年12月26日を12万5,000円、16年7月30日及び同年12月28日を6万3,000円、17年7月29日を5万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月及び同年5月（同年6月は支払基礎日数が17日未満のため定時決定の算定対象外）は標準報酬月額40万5,000円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA株式会社における20年4月から同年8月までの標準報酬月額に係る記録を40万5,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 昭和54年8月1日から63年5月26日まで
② 昭和63年8月26日から平成20年9月1日まで

申立期間において、給与明細の厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載されている保険料納付額が一致しておらず、また、平成15年7月31日、15年12月26日、16年7月30日、16年12月28日及び17年7月29日に一時金（賞与）を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、ねんきん定期便には当該賞与に係る記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年8月1日から63年5月26日まで、及び63年8月26日から平成20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、昭和54年8月1日から63年5月26日まで、及び63年8月26日から平成20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年4月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与総支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和54年8月1日から63年5月26日まで、及び63年8月26日から平成20年4月1日までの期間については申立人から提出された給与明細書において確認（給与明細書が無い場合確認できない月分については、当該月の前後の給与明細書から推認）できる保険料控除額から、54年8月は11万8,000円、同年9月から同年11月ま

での期間は12万6,000円、同年12月は11万8,000円、55年1月は11万円、同年2月は12万6,000円、同年3月及び同年4月は13万4,000円、同年5月は12万6,000円、同年6月から同年8月までの期間は13万4,000円、同年9月は11万円、同年10月から56年1月までの期間は13万4,000円、同年2月及び同年3月は16万円、同年4月は15万円、同年5月は16万円、同年6月は15万円、同年7月及び同年8月は16万円、同年9月及び同年10月は15万円、同年11月から57年1月までの期間は16万円、同年2月から同年4月までの期間は18万円、同年5月から58年2月までの期間は17万円、同年3月から同年7月までの期間は18万円、同年8月から63年1月までの期間は19万円、同年2月から同年4月までの期間は20万円、同年8月から平成元年1月までの期間は22万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は24万円、2年1月は28万円、同年2月は26万円、同年3月から同年5月までの期間は28万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は28万円、同年12月は26万円、3年1月から4年1月までの期間は28万円、同年2月から同年7月までの期間は30万円、同年8月は11万8,000円、同年9月から6年1月までの期間は30万円、同年2月から同年9月までの期間は32万円、同年10月は28万円、同年11月から8年2月までの期間は32万円、同年3月から同年8月までの期間は34万円、同年9月は32万円、同年10月から9年1月までの期間は34万円、同年2月から10年8月までの期間は36万円、同年9月から同年11月までの期間は34万円、同年12月及び11年1月は36万円、同年2月は34万円、同年3月から13年10月までの期間は36万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円、14年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月は34万円、同年5月から同年7月までの期間は36万円、同年8月は34万円、同年9月及び10月は36万円、同年11月は34万円、同年12月から15年2月までの期間は36万円、同年3月は38万円、同年4月は34万円、同年5月から16年8月までの期間は36万円、同年9月は34万円、同年10月は36万円、同年11月から17年2月までの期間は34万円、同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月から同年7月までの期間は36万円、同年8月は34万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月から18年4月までの期間は36万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月は36万円、同年10月は32万円、同年11月は36万円、同年12月及び19年1月は34万円、同年2月から同年5月までの期間は36万円、同年6月は15万円、同年7月は36

万円、同年8月及び同年9月は34万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は34万円、20年1月は32万円、同年2月及び同年3月は34万円とすることが妥当である。

また、申立人から提出された賞与明細書において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、平成15年7月31日は8,000円、同年12月26日は12万5,000円、16年7月30日及び同年12月28日は6万3,000円、17年7月29日は5万6,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、A株式会社が加入しているB基金における申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額と一致しており、B基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与明細書等において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所へ届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。また、当該標準賞与額に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20年4月から同年8月までは22万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成19年4月及び同年5月（同年6月は支払基礎日数が17日未満のため定時決定の算定対象外）は標準報酬月額40万5,000円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA株式会社における平成20年4月から同年8月までの標準報酬月額に係る記録を40万5,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年4月1日から20年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を、19年4月から同年7月までの期間を19万円に、同年8月から20年3月までの期間を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA株式会社における20年4月から同年8月までの標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月1日から20年9月1日まで

申立期間において、給与明細書の厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載されている保険料納付額が一致しておらず、標準報酬月額が給与明細書の支給額と合っていないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年4月1日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 19 年 4 月 1 日から 20 年 4 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与明細書から確認できる保険料控除額から、平成 19 年 4 月から同年 7 月までの期間は 19 万円、同年 8 月から 20 年 3 月までの期間は 18 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、A 株式会社が加入している B 基金における申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額と一致しており、B 基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与明細書において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19 年 4 月から同年 6 月までは 14 万 2,000 円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 20 年 4 月から同年 8 月までは標準報酬月額 20 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 株式会社における平成 20 年 4 月から同年 8 月までの期間の標準報酬月額に係る記録を 20 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月1日から20年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を、9年4月から11年9月までの期間を17万円、同年10月から13年9月までの期間を18万円、同年10月を20万円、同年11月から14年1月までの期間を18万円、同年2月を19万円、同年3月及び同年4月を18万円、同年5月及び同年6月を19万円、同年7月を20万円、同年8月を18万円、同年9月を19万円、同年10月を18万円、同年11月を19万円、同年12月及び15年1月を18万円、同年2月及び同年3月を19万円、同年4月を18万円、同年5月を19万円、同年6月を18万円、同年7月を19万円、同年8月を18万円、同年9月から16年2月までの期間を19万円、同年3月を18万円、同年4月から同年7月までの期間を19万円、同年8月から同年10月までの期間を18万円、同年11月から17年4月までの期間を19万円、同年5月を18万円、同年6月及び同年7月を19万円、同年8月を18万円、同年9月から19年8月までの期間を19万円、同年9月から20年3月までの期間を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA株式会社における20年4月から同年8月までの標準報酬月額に係る記録を、22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：平成9年4月1日から20年9月1日まで

申立期間において、給与明細書の厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載されている保険料納付額が一致しておらず、標準報酬月額が給与明細の支給額と合っていないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年4月1日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成9年4月1日から20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年4月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成9年4月1日から20年4月1日までの期間について、申立人から給与明細書が提出された12年4月から20年3月まで（12年9月、同年11月、13年3月、同年9月、同年10月、及び同年12月を除く）については当該給与明細書において確認できる保険料控除額から、給与明細書が無い12年9月、同年11月、13年3月、同年9月、同年10月、及び同年12月についてはその前後の月の給与明細書において推認できる保険料控除額から、長期間給与明細書が無い9年4月から12年4月までについては、申立人より年齢及び入社年次が1年若い同僚の給与明細書及びオンライン記録の標準報酬月額により推認できる保険料控除額から、9年4月から11年9月までの期間は17万円、同年10月から13年9月までの期間は18万円、同年10月は20万円、同年11月

から 14 年 1 月までの期間は 18 万円、同年 2 月は 19 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 18 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 19 万円、同年 7 月は 20 万円、同年 8 月は 18 万円、同年 9 月は 19 万円、同年 10 月は 18 万円、同年 11 月は 19 万円、同年 12 月及び 15 年 1 月は 18 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 19 万円、同年 4 月は 18 万円、同年 5 月は 19 万円、同年 6 月は 18 万円、同年 7 月は 19 万円、同年 8 月は 18 万円、同年 9 月から 16 年 2 月までの期間は 19 万円、同年 3 月は 18 万円、同年 4 月から同年 7 月までの期間は 19 万円、同年 8 月から同年 10 月までの期間は 18 万円、同年 11 月から 17 年 4 月までの期間は 19 万円、同年 5 月は 18 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 19 万円、同年 8 月は 18 万円、同年 9 月から 19 年 8 月までの期間は 19 万円、同年 9 月から 20 年 3 月までの期間は 20 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、A 株式会社が入加入している B 基金における申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額と一致しており、B 基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与明細書等において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、同年 4 月から同年 8 月までは 13 万 4,000 円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までの期間は標準報酬月額 22 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 株式会社における平成 20 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額に係る記録を 22 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年4月1日から20年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を、10年4月から11年9月までの期間を16万円、同年10月から同年12月までの期間を17万円、12年1月及び同年2月を16万円、同年3月から13年9月までの期間を17万円、同年10月から同年12月までの期間を18万円、14年1月から同年5月までの期間を17万円、同年6月及び同年7月を18万円、同年8月から同年10月までの期間を17万円、同年11月を18万円、同年12月を17万円、15年1月を18万円、同年2月から同年6月までの期間を17万円、同年7月を18万円、同年8月から16年8月までの期間を17万円、同年9月を18万円、同年10月から17年2月までの期間を19万円、同年3月及び同年4月を18万円、同年5月及び同年6月を19万円、同年7月から同年12月までの期間を18万円、18年1月を19万円、同年2月を18万円、同年3月及び同年4月を19万円、同年5月から19年2月までの期間を18万円、同年3月から同年8月までの期間を19万円、同年9月から20年3月までの期間を20万円に訂正することが必要である。

また、平成15年7月31日、同年12月26日、16年7月30日、同年12月28日及び17年7月29日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年7月31日を3,000円、同年12月26日を3万円、16年7月30日及び同年12月28日を1万5,000円、17年7月29日を1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

また、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の改定の基礎となる19年9月から同年11月までは標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を20年4月から同年8月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで
申立期間において、給与明細書の厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載されている保険料納付額が一致しておらず、また、平成 15 年 7 月 31 日、同年 12 月 26 日、16 年 7 月 30 日、同年 12 月 28 日及び 17 年 7 月 29 日に一時金（賞与）を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、ねんきん定期便には当該賞与に係る記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 10 年 4 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 10 年 4 月 1 日から 20 年 4 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 10 年 4 月 1 日から 20 年 4 月 1 日までの期間（10 年 7 月及び同年 8 月を除く）については申立人から提出された給与明細書（10 年 8 月分を除く）において確認でき、10 年 7 月及び同年 8 月についてはその前後の月の給与明細書において推認できる保険料控除額から、10 年 4 月から 11 年 9 月までの期間は 16 万円、同年 10 月から同年 12 月までの期間は 17 万円、12 年 1 月及び同年 2 月は 16 万円、同年 3 月から 13 年 9 月までの期間は 17 万円、同年 10 月から同年 12 月までの期間は 18 万円、14 年 1 月から同年 5 月までの期間は 17 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 18 万円、同年 8 月から同年 10 月までの期間は 17 万円、同年 11 月は 18 万円、同年 12 月は 17 万円、15 年 1 月は 18 万円、同年 2 月から同年 6 月までの期間は 17 万円、同年 7 月は 18 万円、同年 8 月から 16 年 8 月までの期間は 17 万円、同年 9 月は 18 万円、同年 10 月から 17 年 2 月までの期間は 19 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 18 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 19 万円、同年 7 月から同年 12 月までの期間は 18 万円、18 年 1 月は 19 万円、同年 2 月は 18 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 19 万円、同年 5 月から 19 年 2 月までの期間は 18 万円、同年 3 月から同年 8 月までの期間は 19 万円、同年 9 月から 20 年 3 月までの期間は 20 万円に訂正することが妥当である。

また、申立人から提出された賞与明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成 15 年 7 月 31 日は 3,000 円、同年 12 月 26 日は 3 万円、16 年 7 月 30 日及び同年 12 月 28 日は 1 万 5,000 円、17 年 7 月 29 日は 1 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、A 株式会社が加入している B 基金における申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額と一致しており、B 基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与明細書等において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。また、当該標準賞与額に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと

から、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20 年 4 月から同年 8 月までは 14 万 2,000 円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の改定の基礎となる 19 年 9 月から同年 11 月までは標準報酬月額 22 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 株式会社における平成 20 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額に係る記録を 22 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月1日から平成20年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和55年4月を11万8,000円、同年5月から同年11月までの期間を12万6,000円、同年12月を13万4,000円、56年1月を12万円6,000円、同年2月を14万2,000円、同年3月から同年6月までの期間を15万円、同年7月を14万2,000円、同年8月を15万円、同年9月及び同年10月を14万2,000円、同年11月から57年3月までの期間を15万円、同年4月を14万2,000円、同年5月を15万円、同年6月を14万2,000円、同年7月から58年1月までの期間を15万円、同年2月を16万円、同年3月を17万円、同年4月から同年7月までの期間を16万円、同年8及び同年9月を17万円、同年10月を16万円、同年11月を17万円、同年12月を16万円、59年1月から63年1月までの期間を17万円、同年2月から平成元年1月までの期間を19万円、同年2月を20万円、同年3月を24万円、同年4月を20万円、同年5月及び同年6月を22万円、同年7月から同年9月までの期間を24万円、同年10月及び同年11月を22万円、同年12月を20万円、2年1月から同年4月までの期間を24万円、同年5月から同年7月までの期間を22万円、同年8月を24万円、同年9月から同年11月までの期間を22万円、同年12月及び3年1月を24万円、同年2月を22万円、同年3月から4年1月までの期間を24万円、同年2月から5年1月までの期間を26万円に、同年2月から同年4月までの期間を28万円、同年5月を26万円、同年6月から7年1月までの期間を28万円、同年2月から8年2月までの期間を30万円、同年3月から9年1月までの期間を32万円、同年2月から13年9月までの期間を34万円、同年10月から同年12月までの期間を38万円、14年1月を36万円、同年2月及び同年3月を38万円、同年4月及び同年5月を36万円、同年6月及び同年7月を38万円、同年8月から同年11月までの期間を36万円、同年12月を32万円、15年1月を36万円、同年2月から同年6月までの期間を38万円、同年7月を36万円、同年8月を38万円、同年9月を36万円、同年10月から16年1月までの期間を38万円、同年2月を36万円、同年3月及び同年4月を38万円、同年5月及び同年6月を36万円、同年7月及び同年8月を38万円、同年9月から17年4月までの期間を36万円、同年5月を34万円、同年6月から20年3月までの期間を36万円に訂正することが必要である。

また、平成15年7月31日、同年12月26日、16年7月30日、同年12

月 28 日、17 年 7 月 29 日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 15 年 7 月 31 日を 1 万円、同年 12 月 26 日を 16 万円、16 年 7 月 30 日及び同年 12 月 28 日を 8 万円、17 年 7 月 29 日を 7 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 20 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月まで、標準報酬月額 38 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、申立人の A 株式会社における標準報酬月額に係る記録を 20 年 4 月から同年 8 月までは 38 万円に訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日まで
申立期間において、給与明細の厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載されている保険料納付額が一致しておらず、また、平成 15 年 7 月 31 日、同年 12 月 26 日、16 年 7 月 30 日、同年 12 月 28 日及び 17 年 7 月 29 日に一時金（賞与）を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、ねんきん定期便には当該賞与に係る記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた

期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、昭和 55 年 4 月 1 日から平成 20 年 4 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月 1 日から平成 20 年 4 月 1 日までの期間については、申立人から提出された給与明細書において確認（給与明細書が無い場合確認できない月分については、当該月の前後の給与明細書から推認）できる厚生年金保険料控除額及び給与支払額から、昭和 55 年 4 月は 11 万 8,000 円、同年 5 月から同年 11 月までの期間は 12 万 6,000 円、同年 12 月は 13 万 4,000 円、56 年 1 月は 12 万円 6,000 円、同年 2 月は 14 万 2,000 円、同年 3 月から同年 6 月までの期間は 15 万円、同年 7 月は 14 万 2,000 円、同年 8 月は 15 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 14 万 2,000 円、同年 11 月から 57 年 3 月までの期間を 15 万円、同年 4 月は 14 万 2,000 円、同年 5 月は 15 万円、同年 6 月は 14 万 2,000 円、同年 7 月から 58 年 1 月までの期間は 15 万円、同年 2 月は 16 万円、同年 3 月は 17 万円、同年 4 月から同年 7 月までの期間は 16 万円、同年 8 及び同年 9 月は 17 万円、同年 10 月は 16 万円、同年 11 月は 17 万円、同年 12 月は 16 万円、59 年 1 月から 63 年 1 月までの期間は 17 万円、同年 2 月から平成元年 1 月までの期間は 19 万円、同年 2 月は 20 万円、同年 3 月は 24 万円、同年 4 月は 20 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 22 万円、同年 7 月から同年 9 月までの期間は 24 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 22 万円、同年 12 月は 20 万円、2 年 1 月から同年 4 月までの期間は 24 万円、同年 5 月から同年 7 月までの期間を 22 万円、同年 8 月は 24 万円、同年 9 月から同年 11 月までの期間は 22 万円、同年 12 月及び 3 年 1 月は 24 万円、同年 2 月は 22 万円、同年 3 月から 4 年 1 月までの期間は 24 万円、同年 2 月から

5年1月までの期間は26万円に、同年2月から同年4月までの期間は28万円、同年5月は26万円、同年6月から7年1月までの期間は28万円、同年2月から8年2月までの期間は30万円、同年3月から9年1月までの期間は32万円、同年2月から13年9月までの期間は34万円、同年10月から同年12月までの期間は38万円、14年1月は36万円、同年2月及び同年3月は38万円、同年4月及び同年5月は36万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月から同年11月までの期間は36万円、同年12月は32万円、15年1月は36万円、同年2月から同年6月までの期間は38万円、同年7月は36万円、同年8月は38万円、同年9月は36万円、同年10月から16年1月までの期間は38万円、同年2月は36万円、同年3月及び同年4月は38万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月及び同年8月は38万円に、同年9月から17年4月までの期間は36万円、同年5月は34万円、同年6月から20年3月までの期間は36万円に訂正することが妥当である。

また、申立人が提出した賞与明細書により、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月31日は1万円、同年12月26日は16万円、16年7月30日は8万円、同年12月28日は8万円及び17年7月29日は7万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、A株式会社が加入しているB基金における申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額と一致しており、B基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与明細書において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。また、当該標準賞与額に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期

間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、同年4月から同年8月までは22万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは、標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月1日から20年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における当該期間のうち、元年3月から3年1月までの期間を16万円に、同年2月から4年1月までの期間を17万円に、同年2月から5年1月までの期間を18万円に、同年2月から6年1月までの期間を19万円に、同年2月から8年2月までの期間を20万円に、同年3月から同年8月までの期間を22万円に、同年9月を17万円に、同年10月を19万円に、同年11月から9年2月までの期間を22万円に、同年3月から13年9月までの期間を24万円に、同年10月から同年12月までの期間を26万円に、14年1月から同年5月までの期間を24万円に、同年6月及び同年7月を22万円に、同年8月から15年8月までの期間を24万円に、同年9月を26万円に、同年10月から同年12月までの期間を24万円に、16年1月を26万円に、同年2月を22万円に、同年3月を24万円に、同年4月を26万円に、同年5月及び同年6月を24万円に、同年7月を26万円に、同年8月から17年3月までの期間を24万円に、同年4月を22万円に、同年5月から20年3月までの期間を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を、20年4月から同年8月までの期間を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：平成元年3月1日から20年9月1日まで

A株式会社における標準報酬月額記録が事実と相違している。申立期間に係る給与明細書を提出するので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月1日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成元年3月1日から20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年4月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料額（給与明細書の提出がないため確認できない期間については、当該月の前後の給与明細書から推認。）から、平成元年3月から3年1月までの期間は16万円、同年2月から4年1月までの期間は17万円、同年2月から5年1月までの期間は18万円、同年2月から6年1月までの期間は19万円、同年2月から8年2月までの期間は20万円、8年3月から同年8月までの期間は22万円、同年9月は17万円に、同年10月は19万円、同年11月から9年2月までの期間は22万円、同年3月から13年9月までの期間は24万円、同年10月から同年12月までの期間は26万円、14年1月から同年5月までの期間は24万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月から15年8月までの期間は24万円、同年9月は26万円、同年10月から同年12月までの期間は24

万円、16年1月は26万円、同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は24万円、同年7月は26万円に、同年8月から17年3月までの期間は24万円、同年4月は22万円、同年5月から20年3月までの期間は24万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、A株式会社が加入しているB基金における申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額と一致しており、B基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与明細書において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年4月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると16万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月まで標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA株式会社における平成20年4月から同年8月までの期間の標準報酬月額の記録を24万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月1日から平成20年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和55年4月から同年7月までの期間を12万6,000円、同年8月から56年1月までの期間を13万4,000円に、同年2月から58年1月までの期間を15万円、同年2月及び同年3月を17万円、同年4月から同年7月までの期間を16万円、同年8月から60年12月までの期間を17万円、61年1月から62年1月までの期間を18万円、同年2月から同年4月までの期間を22万円、同年5月を20万円、同年6月を22万円、同年7月を20万円、同年8月から同年12月までの期間を22万円、63年1月を20万円、同年2月から同年4月までの期間を22万円、同年5月を20万円、同年6月から平成元年1月までの期間を22万円、同年2月から3年1月までの期間を24万円、同年2月から4年2月までの期間を26万円、同年3月から6年1月までの期間を28万円、同年2月から7年1月までの期間を30万円、同年2月を34万円、同年3月から同年7月までの期間を32万円、同年8月を30万円、同年9月を32万円、同年10月を36万円、同年11月を38万円、同年12月を34万円、8年1月を38万円、同年2月から9年1月までの期間を34万円、同年2月及び同年3月を38万円、同年4月を36万円、同年5月を34万円、同年6月を36万円、同年7月及び同年8月を38万円、同年9月から同年11月までの期間を36万円、同年12月及び10年1月を38万円、同年2月から11年5月までの期間を36万円、同年6月を30万円、同年7月から同年9月までの期間を36万円、同年10月を38万円、同年11月を36万円、同年12月から13年9月までの期間を38万円、同年10月から同年12月までの期間を41万円、14年1月を38万円、同年2月及び同年3月を41万円、同年4月を38万円、同年5月から同年8月までの期間を41万円、同年9月を38万円、同年10月及び同年11月を41万円、同年12月及び15年1月を38万円、同年2月及び同年3月を41万円、同年4月を38万円、同年5月を41万円、同年6月を38万円、同年7月から同年10月までの期間を41万円、同年11月を38万円、同年12月を41万円、16年1月を38万円、同年2月から同年8月までの期間を41万円、同年9月及び同年10月を38万円、同年11月から17年3月までの期間を41万円、同年4月を38万円、同年5月から同年9月までの期間を41万円、同年10月及び同年11月を38万円、同年12月を41万円、18年1月を36万円、同年2月を38万円、同年3月及び同年4月を41万円、同年

5月を38万円、同年6月及び同年7月を41万円、同年8月から同年10月までの期間を38万円、同年11月から19年8月までの期間を41万円、同年9月から20年3月までの期間を38万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月31日は、16万8,000円、同年12月26日は、17万円、16年7月30日は、8万5,000円、同年12月28日は、8万5,000円及び17年7月29日は、7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月まで、標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を20年4月から同年8月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月1日から平成20年9月1日まで

申立期間において、給与明細の厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載されている保険料納付額が一致しておらず、また、平成15年7月31日、同年12月26日、16年7月30日、同年12月28日及び17年7月29日に一時金（賞与）を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、ねんきん定期便には当該賞与に係る記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）をその他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記を各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、昭和 55 年 4 月 1 日から平成 20 年 4 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、i) 長期間にわたり給与明細書が無い昭和 55 年 4 月から平成 19 年 12 月までについては、①55 年 4 月から 60 年 12 月までの期間及び平成元年 1 月から 2 年 12 月までは同期入社で同年齢、かつ、オンライン記録上の標準報酬月額がほぼ同額の同僚から提出のあった給与明細書上の給与支払額、厚生年金保険料控除額から推認、②昭和 61 年 1 月から 63 年 12 月までの期間及び平成 3 年 1 月から 11 年 2 月までは申立人が記録していた給与支払額、社会保険控除額から推認される厚生年金保険料控除額及び前記同僚が提出した給与明細書上の給与支払額、厚生年金保険料控除額から推認、③11 年 3 月から 13 年 12 月までは申立人が記録していた給与支払額及び厚生年金保険料控除額及び前記同僚が提出した給与明細書上の給与支払額、厚生年金保険料控除額から推認、④14 年 1 月から 19 年 12 月までは事業主が申立人に提示した給与明細記録において確認できる給与支払額、厚生年金保険料控除額、申立人が記録していた給与支払額と厚生年金保険料控除額及び源泉徴収票から、ii) 給与明細書がある 20 年 1 月から同年 3 月までは申立人提出の給与明細書において確認できる給与支払額及び厚生年金保険料控除額から、iii) 多数の同僚に係る標準報酬月額の改定時期が 2 月となっていることが確認できることか

ら、昭和 55 年 4 月から同年 7 月までの期間は 12 万 6,000 円、同年 8 月から 56 年 1 月までの期間は 13 万 4,000 円、同年 2 月から 58 年 1 月までの期間は 15 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 17 万円、同年 4 月から同年 7 月までの期間は 16 万円、同年 8 月から 60 年 12 月までの期間は 17 万円、61 年 1 月から 62 年 1 月までの期間は 18 万円、同年 2 月から同年 4 月までの期間は 22 万円、同年 5 月は 20 万円、同年 6 月は 22 万円、同年 7 月は 20 万円、同年 8 月から同年 12 月までの期間は 22 万円、63 年 1 月は 20 万円、同年 2 月から同年 4 月までの期間は 22 万円、同年 5 月は 20 万円、同年 6 月から平成元年 1 月までの期間は 22 万円、同年 2 月から 3 年 1 月までの期間は 24 万円、同年 2 月から 4 年 2 月までの期間は 26 万円、同年 3 月から 6 年 1 月までの期間は 28 万円、同年 2 月から 7 年 1 月までの期間は 30 万円、同年 2 月は 34 万円、同年 3 月から同年 7 月までの期間は 32 万円、同年 8 月は 30 万円、同年 9 月は 32 万円、同年 10 月は 36 万円、同年 11 月は 38 万円、同年 12 月は 34 万円、8 年 1 月は 38 万円、同年 2 月から 9 年 1 月までの期間は 34 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 38 万円、同年 4 月は 36 万円、同年 5 月は 34 万円、同年 6 月は 36 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 38 万円、同年 9 月から同年 11 月までの期間は 36 万円、同年 12 月及び 10 年 1 月は 38 万円、同年 2 月から 11 年 5 月までの期間は 36 万円、同年 6 月は 30 万円、同年 7 月から同年 9 月までの期間は 36 万円、同年 10 月は 38 万円、同年 11 月は 36 万円、同年 12 月から年 13 年 9 月までの期間は 38 万円、同年 10 月から同年 12 月までの期間は 41 万円、14 年 1 月は 38 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 41 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 5 月から同年 8 月までの期間は 41 万円、同年 9 月は 38 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 41 万円、同年 12 月及び 15 年 1 月は 38 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 41 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 5 月は 41 万円、同年 6 月は 38 万円、同年 7 月から同年 10 月までの期間は 41 万円、同年 11 月を 38 万円、同年 12 月を 41 万円、16 年 1 月を 38 万円、同年 2 月から同年 8 月までの期間は、41 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 38 万円、同年 11 月から 17 年 3 月までの期間は 41 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 5 月から同年 9 月までの期間は 41 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 38 万円、同年 12 月は 41 万円、18 年 1 月は 36 万円、同年 2 月は 38 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 41 万円、同年 5 月は 38 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 41 万円、同年 8 月から同年 10 月までの期間は 38 万円、同年 11 月から 19 年 8 月までの期間は 41 万円、同年 9 月から 20 年 3 月までの期間は 38 万円に訂正することが必要である。

また、申立人が提出した賞与支給記録及び源泉徴収票により、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平

成 15 年 7 月 31 日は 16 万 8,000 円、同年 12 月 26 日は 17 万円、16 年 7 月 30 日は 8 万 5,000 円、同年 12 月 28 日は 8 万 5,000 円及び 17 年 7 月 29 日は 7 万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、A 株式会社が加入している B 基金における申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額と一致しており、B 基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与明細書において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。また、当該標準賞与額に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、同年 4 月から同年 8 月までは 20 万円と記録されている。しかし、事業主から申立人に提示された給与明細書記録によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 19 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 41 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 株式会社における平成 20 年 4 月から同年 8 月までの期間の標準報酬月額の記録を 41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月1日から15年6月25日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における当該期間のうち、4年4月から6年1月までの期間を17万円、同年2月から7年1月までの期間を20万円、同年2月から9年1月までの期間を22万円、同年2月から11年10月までの期間を24万円、同年11月から13年9月までの期間を26万円、同年10月から同年12月までの期間を28万円、14年1月を26万円、同年2月から同年7月までの期間を28万円、同年8月及び同年9月を26万円、同年10月を28万円、同年11月を26万円、同年12月を28万円、15年1月を26万円、同年2月及び同年3月を28万円、同年4月を26万円、同年5月を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から15年6月25日まで
A株式会社における標準報酬月額の記録が事実と相違している。申立期間に係る給与明細書を提出するので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付に係る特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することと

なる。

したがって、申立期間については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料額（給与明細書の提出が無い期間については、その前後の記録から推認。）から、平成4年4月から6年1月までの期間は17万円、同年2月から7年1月までの期間は20万円、同年2月から9年1月までの期間は22万円、同年2月から11年10月までの期間は24万円、同年11月から13年9月までの期間は26万円、同年10月から同年12月までの期間は28万円、14年1月は26万円、同年2月から同年7月までの期間は28万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、15年1月は26万円、同年2月及び同年3月は28万円、同年4月は26万円、同年5月は28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録において記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年3月26日から20年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を、5年3月から7年1月までの期間を22万円、同年2月から8年2月までの期間を24万円、同年3月から11年7月までの期間を28万円、同年8月を32万円、同年9月を28万円、同年10月から13年9月までの期間を32万円、同年10月及び同年11月を34万円、同年12月を32万円、14年1月から同年8月までの期間を34万円、同年9月を32万円、同年10月を34万円、同年11月及び同年12月を32万円、15年1月及び同年2月を34万円、同年3月を32万円、同年4月から同年12月までの期間を34万円、16年1月を32万円、同年2月及び同年3月を34万円、同年4月を30万円、同年5月から同年8月までの期間を34万円、同年9月から17年9月までの期間を32万円、同年10月を34万円、同年11月及び同年12月を32万円、18年1月及び同年2月を34万円、同年3月を32万円、同年4月から19年8月までの期間を34万円、同年9月から20年2月までの期間を36万円、同年3月を38万円に訂正することが必要である。

また、平成15年7月31日、同年12月26日、16年7月30日、同年12月28日及び17年7月29日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年7月31日を9,000円、同年12月26日を12万5,000円、16年7月30日を6万2,000円、同年12月28日を6万5,000円、17年7月29日を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

また、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA株式会社における20年4月から同年8月までの標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 26 日から 20 年 9 月 1 日まで

申立期間において、給与明細書の厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載されている保険料納付額が一致しておらず、平成 15 年 7 月 31 日、同年 12 月 26 日、16 年 7 月 30 日、同年 12 月 28 日及び 17 年 7 月 29 日に一時金（賞与）を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、ねんきん定期便には当該賞与に係る記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 5 年 3 月 26 日から 20 年 9 月 1 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 5 年 3 月 26 日から 20 年 4 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成5年3月26日から20年4月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書により確認できる保険料控除額から、5年3月から7年1月までの期間は22万円、同年2月から8年2月までの期間は24万円、同年3月から11年7月までの期間は28万円、同年8月は32万円、同年9月は28万円、同年10月から13年9月までの期間は32万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月は32万円、14年1月から同年8月までの期間は34万円、同年9月は32万円、同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は32万円、15年1月及び同年2月は34万円、同年3月は32万円、同年4月から同年12月までの期間は34万円、16年1月は32万円、同年2月及び同年3月は34万円、同年4月は30万円、同年5月から同年8月までの期間は34万円、同年9月から17年9月までの期間は32万円、同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は32万円、18年1月及び同年2月は34万円、同年3月は32万円、同年4月から19年8月までの期間は34万円、同年9月から20年2月までの期間は36万円、同年3月は38万円とすることが妥当である。

また、申立人から提出された賞与明細書において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、平成15年7月31日は9,000円、同年12月26日は12万5,000円、16年7月30日は6万2,000円、同年12月28日は6万5,000円、17年7月29日は6万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、A株式会社が加入しているB基金における申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額と一致しており、B基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与明細書において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。また、当該標準賞与額に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期

間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20年4月から同年8月までは19万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA株式会社における平成20年4月から同年8月までの標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年6月1日から20年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を、13年6月から同年11月までの期間を19万円、同年12月から14年4月までの期間を18万円、同年5月を19万円、同年6月から19年8月までの期間を18万円、同年9月から20年3月までの期間を20万円に訂正することが必要である。

また、平成15年7月31日、16年7月30日、同年12月28日及び17年7月29日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15年7月31日を4,000円、16年7月30日及び同年12月28日を3万円、17年7月29日を2万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA株式会社における20年4月から同年8月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月1日から20年9月1日まで

申立期間において、給与明細書の厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載されている保険料納付額が一致しておらず、また、平成15

年7月31日、16年7月30日、同年12月28日及び17年7月29日に一時金（賞与）を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、ねんきん定期便には当該賞与に係る記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年6月1日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成13年6月1日から20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年4月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年6月1日から20年4月1日までの期間（13年7月及び同年11月を除く）については、申立人から提出された給与明細書（13年8月及び同年12月を除く）において確認でき、13年7月及び同年11月については、その前後の月の給与明細書において推認できる保険料控除額から、13年6月から同年11月までの期間は19万円、同年12月から14年4月までの期間は18万円、同年5月は19万円、同年6月から19年8月までの期間は18万円、同年9月から20年3月までの期間を20万円とすることが妥当である。

また、申立人から提出された賞与明細書において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、平成15年7月31日は4,000円、16年7月30日及び同年12月28日は3万円、17年7月29日は2万5,000円とするこ

とが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、A株式会社が加入しているB基金における申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額と一致しており、B基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与明細書において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。また、当該標準賞与額に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20年4月から同年8月までは11万8,000円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA株式会社における平成20年4月から同年8月までの標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月26日から20年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を、5年4月から7年1月までの期間を15万円、同年2月から11年3月までの期間を18万円、同年4月から13年9月までの期間を20万円、同年10月から14年3月までの期間を22万円、同年4月を20万円、同年5月から19年8月までの期間を22万円、同年9月から20年3月までの期間を24万円に訂正することが必要である。

また、平成15年7月31日、同年12月26日、16年12月28日及び17年7月29日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年7月31日を4,000円、同年12月26日を6万円、16年12月28日を3万円、17年7月29日を2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA株式会社における20年4月から同年8月までの標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月26日から20年9月1日まで

申立期間において、給与明細書の厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載されている保険料納付額が一致しておらず、また、平成15年7月31日、同年12月26日、16年12月28日及び17年7月29日に一時金（賞与）を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、ねんきん定期便には当該賞与に係る記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年4月26日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成5年4月26日から20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年4月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成5年4月26日から11年4月1日までの期間については、申立人から給与明細書の提出は無いが、申立人より1年早く入社し、申立人と同年齢の同僚が提出した当該期間に係る給与明細書によると、当該同僚の雇用保険資格取得時の賃金月額よりも高い報酬が支給され、当該報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、雇用保険資格取得時の賃金月額（15万円）よりも高い報酬が支給され、当該報酬月額に見合う保険料が控除されていたことが推認できる。

また、上記同僚が提出した給与明細書によると、入社した翌々年の2月

から、それ以前から3等級高い報酬月額に見合う保険料が控除され、当該保険料控除額に見合う報酬が支給されていることから、申立人についても、平成7年2月から3等級高い保険料が控除され、当該保険料控除額に見合う報酬が支給されていたことが推認できる。

以上のことから、申立人の標準報酬月額の記録を、平成5年4月から7年1月までの期間は15万円、同年2月から11年3月までの期間は18万円、また、申立人が所持する給与明細書における保険料控除額から、同年4月から13年9月までの期間は20万円、同年10月から14年3月までの期間は22万円、同年4月は20万円、同年5月から19年8月までの期間は22万円、同年9月から20年3月までの期間は24万円とすることが妥当である。

また、申立人から提出された給与明細書において確認できる給与総支給額及び保険料控除額から、平成15年7月31日は4,000円、同年12月26日は6万円、16年12月28日は3万円、17年7月29日は2万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、A株式会社が加入しているB基金における申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額と一致しており、B基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与明細書において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。また、当該標準賞与額に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、同年4月から同年8月までは14万2,000円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA株式会社における平成20年4月から同年8月までの期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年4月1日から20年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における19年4月から20年3月までの標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA株式会社における20年4月から同年8月までの標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月1日から20年9月1日まで

申立期間において、給与明細書の厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載されている保険料納付額が一致しておらず、標準報酬月額が給与明細書の支給額と合っていないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年4月1日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下

「特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成19年4月1日から20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年4月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与明細書から確認できる保険料控除額から、平成19年4月から20年3月までの期間の標準報酬月額は18万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、A株式会社が加入しているB基金における申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額と一致しており、B基金及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与明細書において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20年4月から同年8月までは14万2,000円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA株式会社における平成20年4月から同年8月までの標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B工場における資格取得日は昭和49年8月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和49年8月までA株式会社C工場に在籍し、社命により同年9月からB工場に異動したが、同年8月の厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。昭和38年に入社してから平成13年に退職するまで継続勤務しているため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主（D株式会社）が提出したA株式会社C工場に係る退社・転出簿、雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務（昭和49年8月31日に同社C工場から同社B工場に異動）していたことが確認できる。

また、E基金の加入員台帳によると、申立人は、同社C工場において昭和49年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に同社B工場において資格を取得していることが確認できる。

さらに、同社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）及びE基金への届出は、複写式の様式を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のA株式会社B工場に係る厚生年金保険の資格取得日を昭和49年8月31日とする届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場

における被保険者原票の昭和 49 年 9 月の記録から、16 万円とすることが
妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 26 日から 41 年 1 月 11 日まで
私は、株式会社A（現在は、株式会社B）に昭和 35 年 12 月 26 日から 41 年 1 月 10 日まで勤務し、結婚を機に退職した。同社の被保険者期間について脱退手当金を受け取ったという記録になっているが、私は年金の手続をするまでそのことを知らなかった。私は脱退手当金を受け取っていないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した日の約 2 年 8 か月後である昭和 43 年 9 月 12 日に支給決定されていることから、事業所が代理請求したとは考え難い。

また、申立人に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、旧姓のままであることが確認できることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 42 年 10 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成19年12月10日及び20年7月10日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月10日
② 平成20年7月10日

平成19年2月から株式会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間における賞与については、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所及び申立人が提出した申立人の申立期間に係る給料支払明細書から、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料額から、平成19年12月10日及び20年7月10日は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により平成19年12月10日及び20年7月10日の賞与に

係る標準賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行わなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 5 月 1 日から 20 年 1 月 1 日まで

株式会社Aに勤務していた平成 19 年 5 月から同年 12 月までの標準報酬月額について、厚生労働省の記録では、それまで 50 万円だったものが 9 万 8,000 円に引き下げられていた。申立期間のうち同年 5 月、6 月分の給与明細書から元の 50 万円の厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることに納得できない。調査して申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人の平成 19 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、オンラインの記録によると、当初 50 万円と記録されていたところ、同年 10 月 22 日付けで、同年 5 月 1 日に遡及して申立人を含む 4 人の標準報酬月額の記録が引き下げられており、当該期間に係る申立人の標準報酬月額は、9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、株式会社Aの事業主は、「当時は経営が悪化し、厚生年金保険料を滞納していたので社会保険事務所に相談し、申立人の実際の給与額より低額の標準報酬月額の届出を行った。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成 19 年 10 月 22 日付けで行われた遡及訂正処理は事実には即したものと考えるが、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の 19 年 5 月から同年 8 月までの

標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円に訂正することが必要と認められる。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成 19 年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、同年 9 月 1 日の定時決定により、当初 50 万円と記録されていたところ、上記遡及訂正処理と同日の同年 10 月 22 日付けで当該定時決定を取り消し、同年 11 月 2 日付けで、9 万 8,000 円に減額して処理されていることが確認できることから、申立期間当時に、株式会社 A を管轄していた B 年金事務所は、「当該事業所は滞納があり、また、当時の不合理な届出を受理した経緯が確認され、社会保険事務所の職員が誘導した可能性があり、不適切な事務処理がなされたのではないかと思われる。」と回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 19 年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額の記録については、同年 10 月 22 日付けで行われた有効な記録訂正とは認められない減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えられ、同年 11 月 2 日付けの定時決定における処理は、有効な処理であったとは認め難いことから、同年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、事業主が当初届け出た 50 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が、昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 6 月 2 日まで
昭和 44 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 21 日まで株式会社Aに勤務していたにもかかわらず、44 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険の記録が確認できない。初めて資格を取得した日が 44 年 4 月 1 日となっている厚生年金保険被保険者証を提出するので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和 44 年 6 月 2 日と記録されているところ、申立人が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者証から、資格取得日は 44 年 4 月 1 日と記載されていることが確認できる。

また、事業主から提出を受けた労働者名簿から、雇入日が昭和 44 年 4 月 1 日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和 44 年 6 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aに係る資格喪失日に係る記録を昭和45年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月7日から45年2月1日まで
昭和37年4月1日から56年11月21日まで株式会社A及び関連会社に勤務していたにもかかわらず、43年12月7日から45年2月1日までの厚生年金保険の記録が確認できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述により、申立人は、申立期間について株式会社Aに継続して勤務し（昭和43年12月7日に同社の関連会社の株式会社Bに向向し、45年2月1日に株式会社Cに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和43年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における株式会社Aの資格喪失日が雇用保険の離職日の翌日及び厚生年金基金の資格喪失日と一致しており、公共職業安定所、D基金及び社会保険事務所（当時）の三者が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和43年12月7日を資格喪失日として届け、その結

果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（36万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から8年10月1日まで
ねんきん定期便によると、株式会社Aに勤務していた平成7年3月から8年9月までの給与が32万円と届出されているが、36万円から減額された記憶が無い。既に二人の元同僚は、第三者委員会で記録訂正されている。

調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する36万円と記録されていたところ、平成9年4月11日付けで7年10月1日の定時決定が訂正され、7年3月1日に遡って32万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間当時に申立人が勤務していた株式会社Aの元同僚3人についても、オンライン記録によると、平成9年4月11日付けで、7年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理が行われている。

さらに、申立人が加入していたB組合は、「申立人の申立期間の標準報酬月額は36万円である。」と回答している上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたかについては、これを確認できる資料は無いが、申立人と同様に平成9年4月11日付けで標準報酬月額に係る記録を22万円に遡及訂正されている元同僚については、その保管する平成8年分給与所得の源泉徴収票から、訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人も事業主により標準報酬月額36万円に相当する厚生年金保険料が控除されてい

たと推認できる。

加えて、申立人及び元同僚は当時の株式会社Aは経営が厳しく、社長は会社の身売り先を探して、給与の遅配も発生していた上、滞納社会保険料の督促通知書を見たこともあると証言していることを踏まえると、社会保険料の滞納があったことが推測できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、36万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は10万円、同年12月3日は8万円、16年7月26日は12万円、同年12月7日は12万5,000円、17年7月7日は5万円、18年7月31日は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月7日
⑥ 平成18年7月31日

A株式会社に係る厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を被保険者記録に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与支給明細書により、申立人は、A株式会社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の賞与から控除された厚生年金保険料は、当時の保険料率で計算した控除額と一致する。

このことから、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書によって確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成

15年7月23日は10万円、同年12月3日は8万円、16年7月26日は12万円、同年12月7日は12万5,000円、17年7月7日は5万円、18年7月31日は15万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立期間当時の5人の元事業主に照会し、そのうち一人の元事業主は、賞与支払届の提出及び保険料の納付は不明としているが、B基金及びC組合は、「当該事業所からは申立人を含め、加入者全員の申立期間に係る賞与支払届出の事実は確認ができない」と供述している。さらに、申立期間に係る被保険者全員のオンライン記録に賞与記録が無く、当該事業主が、社会保険事務所（当時）に申立期間に係る賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所が複数回にわたりこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成5年4月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から6年7月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年8月31日まで

厚生年金保険被保険者記録では、平成2年5月1日から6年8月31日まで株式会社Aに勤務していたが、その間の5年4月から6年7月までの標準報酬月額が引き下げられていた。調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初平成5年4月から同年9月までは申立人が主張する11万8,000円、同年10月から6年7月までは53万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった7年4月26日付けで、5年4月に遡って標準報酬月額を9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の取締役を含む元同僚4人も申立人と同様に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、他の元同僚は「平成7年7月*日に突然倒産したが、それ以前から給与も遅れぎみで、当該事業所には私自身への未払金額がある。」と供述している。

加えて、商業登記簿謄本によると、申立人は、当該事業所において取締役であることが確認できるが、当該事業所が社会保険事務を委託していた経営労務管理事務所は、「当時、当該事業所は資金繰りが悪化していた。

また、社会保険手続は申立人以外の事務員が行っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成7年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考える上、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た5年4月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から6年7月までは53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から7年3月まで

私は、申立期間当時は短期大学に在籍しており、大学から国民年金保険料を納めるよう勧められたので、母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付してくれた。短大を卒業したときに年金手帳を母から渡された記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、短期大学在学中に国民年金に加入したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号払出の有無について、A市が、平成5年6月から7年3月までの同市の国民年金手帳記号番号払出簿を調査したところ、申立人の氏名が確認できなかったとしていること、かつ、種々の読みによる氏名検索を行ったが申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらなかったことから、申立人が申立期間中に国民年金の加入手続を行った事情が見当たらず、申立期間が未加入期間であったと推認できることから、申立期間の国民年金保険料は制度上納付できない。

また、申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、その母は、国民年金の加入手続や保険料の納付状況を覚えておらず、申立人も保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から59年9月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることが分かったので、A年金事務所で相談したが未納期間は変わらなかった。申立期間の国民年金保険料は、冊子になった納付書が送達されたので、分割して保険料を納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、その前後の国民年金手帳記号番号払出簿の記録から昭和61年10月に行われたと推認でき、その後の62年1月23日に、時効となる前の59年10月から同年12月までの保険料が過年度納付されており、過年度納付の時点で申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、国民年金に加入した時期を良く覚えていないが加入手続をした後に過去の保険料を分割して納付したと主張しており、国民年金に加入した昭和61年10月より後に、59年10月から61年3月までの3か月分ずつの保険料を62年1月23日から分割納付しており、国民年金の加入手続後に保険料を分割して納付したとする申立人の主張に符合する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から58年3月まで

私はねんきん特別便が送付されて初めて未納及び未加入の期間があることを知った。私が20歳になった時に母が国民年金の加入手続を行ってくれ、保険料も昭和54年3月分までA市で納付してくれ、私が大学在学中の54年4月から58年3月までは母がたまに上京してきた時にB区で納付してくれたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時にその母が国民年金の加入手続を行い、申立人が就職するまで保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしてくれたとする申立人の母親は現在病気で事情を聴取することができないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の手帳記号番号の払出状況から平成元年7月頃に払い出されたと推認でき、払出時点からすると申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から平成3年3月まで

私は申立期間当時学生でA地の学生寮に住んでいたが、国民年金に加入していなければ万が一障害者になった時に年金がもらえないと聞き、20歳になった頃実家の母に頼んでB町役場で国民年金の加入手続をして保険料もC銀行に口座振替で納付してもらった。

3歳年下の弟は学生だった20歳の時から母が国民年金の加入手続をして保険料も納付済みになっているのに、私の申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時は学生でA地の学生寮に住んでいたが、実家の母に頼んで国民年金の加入手続をB町役場で行い国民年金保険料もC銀行に口座振替で納付してもらったとしているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は記憶が曖昧であるため、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である上、B町では申立期間当時口座振替による保険料納付は行っていないとしており、申立内容と異なる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号の払出状況から平成8年5月頃に払い出されたと推認され、払出時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年10月から14年3月まで

私は平成12年10月に勤務していた会社を退職後に、母から国民年金に加入した方がいいと言われ、A市役所又はB支所で加入手続きをしたと思う。保険料は送付されてきた納付書で納付期日までに記載されている金額を銀行で1年間くらい納付したが、私の知人には国民年金保険料を払っている人が少なかったため、その後は納付しないようになった。

ねんきん特別便で申立期間が未納となっていることが分かったが、保険料は納めていたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年10月会社を辞めた後に国民年金の加入手続きをし、保険料を納付したとしているが、オンライン記録から平成12年12月に申立人に「第1号・第3号被保険者取得勧奨」が行われていること、及びA市の国民年金に関する記録から申立人について13年3月に職権適用により12年10月21日に遡って第1号被保険者資格を取得させ、13年10月に国民年金推進員による納付勧奨が行われたことが確認できることから、申立人は国民年金の再加入手続きを行わず、13年10月まで未納であったと推認でき、申立期間の保険料を会社退職後納付書に記載されている期限内に納付したとする主張と符合しない。

また、申立人は申立期間における国民年金の再加入手続き及び保険料納付についての記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年7月から16年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年7月から16年6月まで

申立期間については、A市役所で平成14年の免除申請の手続をした時に同市役所職員から前年と状況が同じであれば免除申請の手続はこちらで行うので書類を出さなくて良いと言われたため申請書類を提出しなかった。それまでは毎年免除申請手続を行っており、同職員の「免除申請手続はこちらで行うので必要がない。」との言葉がなければ当然に免除の申請手続をしたはずである。申立期間が免除期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A市役所で平成14年の免除申請の手続をした時に同市役所職員から、前年と状況が同じであれば免除申請の手続はこちらで行うので免除申請書類を出さなくて良いと言われたため免除申請書類を提出しなかったものであり、申立期間は免除されているはずとしている。しかしながら、免除申請者が引き続き翌年度の免除申請も希望するときは翌年度の申請を不要とする申請免除の手続の簡略化が行われたのは申立期間後の平成17年7月1日以降であり、それまでは免除申請手続は毎年行うことが義務づけられており、A市役所においても、申立期間当時は免除申請を毎年行うことが必要であったことから、申立人の申述は当時の取扱いと一致しない。

また、申立人が申立期間について、免除の承認を受けたこと及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成 12 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成 12 年 4 月まで

私は、A 市役所で、県の制度融資を申し込む際に、滞納していた国民年金保険料を含む税金等を同市役所でまとめて納付し、平成 12 年頃に B 金庫 C 支店から 1 度だけ融資を受けたことがある。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所で、県の制度融資を申し込む際に、滞納していた国民年金保険料を含む税金等をまとめて納付したとしている。しかしながら、申立人は、国民年金の加入手続及び納付をしたとする国民年金保険料の納付金額等の記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人は、県の制度融資を受けた平成 12 年頃に、申立期間である昭和 63 年 5 月から平成 12 年 4 月までの 144 か月分の国民年金保険料を納付したと申述しているが、平成 12 年当時に遡って保険料を納付できるのは、2 年間のみであり、それ以前は時効により納付できないことから、申立人の申述は当時の取扱いと符合しない。

さらに、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険記号番号が付番されており、申立期間は国民年金の未加入期間と推認され、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、

平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

このほか、申立期間は144か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 54 年 6 月 9 日まで
昭和 51 年 4 月から、株式会社Aに勤務していたが、申立期間に、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月から、株式会社Aに勤務していたとしている。しかし、申立期間に申立人が勤務していたことについては確認できない。

また、株式会社Aは、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人及び元取締役は、同工場は廃業している上、申立期間当時の事業主も既に死亡しており、同僚は、自分自身の入社日と社会保険庁（当時）の資格取得日とは3か月の差があるとしている上、申立人について申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者原票において、申立人の夫である同社の元取締役（資格取得日は昭和 51 年 11 月 10 日）の扶養者欄に、申立人の名前が記載されており、扶養終了年月日が申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日と同じ 54 年 6 月 9 日と記載されている。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者原票において申立期間に申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 7 月 1 日から 4 年 6 月 1 日まで
有限会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が 20 万円と低く記録されているので、当該期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険関係及び給与関係に関する手続は、全て会計事務所へ委託していたとしているが、当該会計事務所は、申立期間当時の資料は、保存期間経過のため現存しないと回答している。

また、申立期間に係る標準報酬月額に不合理な処理をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、事業主である申立人は、申立期間に係る申立人の給与額や厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等の資料を保有していないとしていることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料額を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成4年11月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち平成7年10月から16年5月までの期間に係る標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から16年5月31日まで
株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が最低等級の金額になっていることに納得できない。当時の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち平成4年11月から6年12月までの期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同年12月22日に、5年10月及び6年10月の定時決定を取り消した上で、4年11月から6年10月までの期間については8万円に、同年11月及び12月については9万2,000円に遡及して訂正され、その結果、7年1月から同年9月までの期間の標準報酬月額は9万2,000円となっていることが確認できるとともに、事業主のほか、複数の役員についても同様に遡及訂正されていることが確認できる。

また、平成7年度から12年度までの株式会社Aに係る滞納処分票によると、同社の社会保険料滞納についての記載が確認できるところ、複数の役員等から、6年度以前についても社会保険料滞納があったと思われる供述が得られたことから判断すると、6年12月22日付けで行われ

た遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所（当時）が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

しかし、商業登記簿によれば、申立人は申立期間当時、株式会社Aの取締役であることが確認できる。当該滞納処分票には、申立人が同社の社会保険料滞納について、社会保険事務所（当時）と折衝していた旨の記述があること、また、同社の元役員等が、申立人は社会保険業務に関与していたと供述しており、申立期間においても、業務内容に変更が無かった旨を供述していることから、申立人が同社取締役として、申立期間に係る標準報酬月額減額訂正について関与していなかったとは考え難く、申立人は、申立期間当時、社会保険事務を担当する役員として、当該標準報酬月額減額処理について一定の責任を有していたと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、株式会社Aの取締役として、自らの標準報酬月額減額処理に職務上関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間のうち平成4年11月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成7年10月1日）において9万2,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとはいえない。

2 申立期間のうち平成7年10月から16年5月までの期間に係る標準報酬月額について、申立期間の一部を含む14年7月から16年10月までの給与明細書によれば、当時の標準報酬月額の最低等級に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、B年金事務所提出の健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（適用年月は平成16年9月）の従前の標準報酬月額欄に9万8,000円と記載されていることが確認できる。

さらに、株式会社Aに係る別の申立ての際、申立人が提出した社内資料では、申立人の平成15年7月から同年11月までの期間の標準報酬月額は当時の最低等級である9万8,000円と記載されていることが確認できる。

加えて、株式会社Aが加入していたC基金提出の申立人の厚生年金基

金加入員台帳に記載された資格取得時（昭和 62 年 4 月）から資格喪失時（平成 9 年 9 月）までの期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、申立期間のうち 7 年 10 月から 9 年 9 月までの期間の標準報酬月額は当時の最低等級である 9 万 2,000 円であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間のうち平成 7 年 10 月から 16 年 5 月までの期間に係る標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち平成 7 年 10 月から 16 年 5 月までの期間に係る標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 43 年 9 月 29 日まで
年金事務所の記録では、申立期間のA株式会社に勤務していた期間が、厚生年金保険の脱退手当金支給済期間となっているが、受給した記憶は無いので調査して、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A株式会社に係る資格喪失日（昭和 43 年 9 月 29 日）から約 4 か月後の 44 年 1 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 21 日から 46 年 12 月 6 日まで
国（厚生労働省）の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給したことを示す「脱」の表示があるとともに、A株式会社（現在は、B株式会社）に係る資格喪失日（昭和 46 年 12 月 6 日）から約 3 か月後の 47 年 3 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から、同僚照会に対する協力が得られない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月8日から49年7月21日まで

私は、昭和41年3月8日にA株式会社に入社し、49年7月21日に退社したが、社会保険庁（当時）の記録ではこの間の厚生年金保険料が、50年2月21日に脱退手当金として支給されたこととなっており、この脱退手当金を受給した記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

B年金事務所に保管されている申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名押印及び当時の住所が確認できるが、当該署名押印等が、当該脱退手当金裁定請求書に添付された申立人のA株式会社に係る退職所得申告書及び申立人が通算老齢年金制度説明を受けた上で脱退手当金を請求していることが確認できる回答書の署名押印等と同一であると推認できることから、当該脱退手当金は、申立人の意思に基づき請求されたものと考えられる。

また、申立人に係るA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手、2.8、B」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、前記脱退手当金請求書の裁定伺欄に示されている支給金額（86,712円）と一致しているほか、当該請求書には請求の受付日（50.2.3）、決裁日（50.2.14）、払出郵便局（C、〒*）等の記載がされているなど、一連の事務処理に不自然さはいふがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 16 日から 48 年 9 月 1 日まで

A株式会社を退職した後、B株式会社に入社した。C地のD店で同社の鞆の販売や在庫管理等を担当し、1日に約9時間、1か月に約26日間勤務した。毎月の給与や健康保険証は担当の営業社員が届けに来たと記憶しているので、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いことには納得がいかない。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の氏名が、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できること等から、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B株式会社の元事業主は、申立人が同社に勤務していたかについては不明としているほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、回答を得ることができた21人は、いずれも申立人の氏名を記憶していないとしている。

また、申立人の同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、B株式会社の当時の経理担当者は、店舗の販売スタッフで正社員は少数であったことから、申立人が正社員であれば氏名を記憶しているはずであるが、申立人の氏名は記憶しておらず、当時、正社員ではない店舗の販売スタッフは、厚生年金保険には加入させず、当然、厚生年金保険料も給与から控除していなかったと供述している。

加えて、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間に申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無い。

また、B株式会社は既に解散しており、申立人が名前を記憶している同僚は既に死亡している上、申立人が申立期間において事業主により申立期間に係る保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月 1 日から 11 年 8 月 31 日まで
平成 10 年頃、株式会社Aは社会保険料を滞納していた。11 年 8 月 20 日頃に、社会保険事務所（当時）の担当者が同社を訪れ、「代表者と役員標準報酬月額を過去に遡って減額し、滞納保険料と相殺する。」と言っていた。私は申立期間についても、訂正される前の標準報酬月額である 59 万円に見合った厚生年金保険料を控除されていたが、日本年金機構の記録によれば、申立期間の標準報酬月額は 9 万 8,000 円と記録されており、当該記録には納得がいかない。

第三者委員会で調査の上、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

日本年金機構の記録によると、株式会社Aは、平成 11 年 8 月 31 日をもって適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるが、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日より後である同年 9 月 9 日に、59 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されたことが確認できる。しかしながら、B法務局の履歴事項全部証明書から、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるところ、申立人は、社会保険事務所の担当者が、「代表者と役員標準報酬月額を過去に遡って減額し、滞納保険料と相殺する。」と話をした場所に居合わせていた上、申立期間当時の事業主は、「申立人は、銀行関係、営業関係等会社全体における管理者（営業管理部長）であった。」と供述していることを踏まえると、申立人は、同社の取締役として、標準報酬月額の減額訂

正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、同社の取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月16日から18年7月1日まで
私は、平成13年9月16日から18年6月30日まで、株式会社Aに勤務していたのに、年金事務所の記録では、途中の17年9月16日に厚生年金保険の資格を喪失している。在籍証明書を提出するので調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が発行した在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間においても、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、申立人は、申立期間に勤務はしていたが、平成17年9月16日に嘱託契約からアルバイト契約に変更となり、会社から申立人へ年金手帳を返却し、申立人からは健康保険被保険者証を返却してもらい、社会保険の資格喪失手続を行った旨の回答をしている。

また、事業主が提出した平成17年賃金台帳一覧及び18年分の給与明細書（控）によれば、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料は控除されておらず、申立人が保管していた17年分及び18年分源泉徴収票の社会保険料等の金額欄についても、その記載内容から、厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、B基金及びC組合の記録もオンライン記録と一致している。

なお、B基金によれば、申立人が平成17年9月16日に資格を喪失したことに伴い、一時金の支払が行われている。

また、D市によれば、申立人は、自ら、平成17年9月14日に、株式会社Aが発行した健康保険・厚生年金保険資格喪失連絡票を持参し、同年9月16日から国民健康保険に加入する手続を行っている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から9年3月31日まで
年金事務所の記録では、私がA株式会社に勤務していた期間のうち、平成5年1月1日以降の標準報酬月額が20万円になっている。正しくは50万円であるので、調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る被保険者記録照会回答票から、申立期間当時の複数の同僚の標準報酬月額は、時期は異なるものの、申立人と同様に減額していることが確認できる。

また、当時事務を担当していた同僚は、「社会保険事務所（当時）の記録どおりの保険料を給与から控除していた。」旨の供述をしている上、当該同僚自身の標準報酬月額が減額していることについても、「年金事務所の記録に間違いがあるとは思っていない。」旨を供述している。

さらに、申立人に係る被保険者資格記録照会回答票（資格記録）及び同票（訂正・取消済資格記録）においても、申立期間の標準報酬月額について遡って訂正等が行われた形跡は無い。

加えて、商業登記簿謄本によれば、A株式会社は平成14年12月*日に解散しており、当時の社会保険上の事業主の所在が不明である上、連絡がとれた当時の複数の役員も「申立内容については分からない。」旨の供述をしていることから、申立人の申立期間の標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事

情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 7 年 1 月 31 日まで
年金事務所からの連絡により、株式会社Aに勤務した期間のうち、平成 5 年 10 月から 7 年 1 月までの標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。自分は同社の代表取締役であったが、当時は労務管理事務所に厚生年金保険等の業務を委託しており、標準報酬月額が減額訂正されたことを知らなかった。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、株式会社Aの代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録及び同社の商業登記簿謄本から認められる。

また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 1 月 31 日）の後の同年 3 月 28 日付けで、5 年 10 月から 6 年 12 月までの 15 か月間の標準報酬月額について、当初 50 万円と記録されていたものが 11 万円に遡って減額処理が行われていることがオンライン記録から確認できる。

一方、申立人は、「当時は、厚生年金保険の業務は労務管理事務所に委託しており、資料の保管は無く当時のことは記憶していない。」と説明しているが、同社の複数の元従業員は、「経理や給与額を決定する責任者は社長であった。」と供述している。

また、事務の担当であったとしている元従業員は「当時、保険料や税金の滞納があり、社会保険事務所（当時）や税務署から督促があったり、社長の指示でそれぞれの役所に出向き滞納分の分割納入や納入の延期をお願い

いしていた。」と供述をしていることから、当時、当該事業所には厚生年金保険料の滞納があったことがうかがわれ、申立人自身が事業主として滞納保険料の解消に関与していたことが推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5420 (事案 2192 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年から平成元年 11 月 1 日まで

私は、昭和 54 年に A 株式会社にて営業担当として入社、最後には役員になり平成 3 年 6 月に退職したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当初の申立てが認められなかったが納得できないので再度調査の上、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立については、i) 同僚の供述及び申立人提出の A 株式会社からの表彰状から、期間は特定できないものの、申立期間において同社に勤務していたことはいくつかあるが、B 組合における申立人の被保険者資格取得日は厚生年金保険の資格取得日と一致している上、当該資格取得届出書は社会保険事務所(当時)に届け出る届出書と複写式であったこと、ii) 当該事業所における申立人の雇用保険被保険者記録が確認できないこと、iii) 申立人が同僚とする者及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる複数の被保険者に照会したところ、厚生年金保険被保険者としての資格取得日は、入社時である者及び入社から数か月後又は数年後である者がおり、資格取得手続が区々となっている状況がうかがえること、iv) 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料が見当たらないこと等から、事業主により厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立

期間において厚生年金保険の被保険者記録と住所が確認できた同僚及びオンライン記録から申立人と同時期に被保険者としての資格取得記録と住所が新たに確認できた同僚 65 人に照会したが、申立ての事実について確認できる内容の回答を得ることができなかった。

また、複数の同僚から当時の社会保険関係の取扱状況を知っているのではないかと説明のあった同僚は、「当時は、営業職の社員は出入りが激しく入社した社員のうち1割程度しか残らない状況であった。そのため数か月間の勤務状況を見て、本人の申出や上司からの上申により社会保険に加入させていた。申立人についての厚生年金保険の被保険者記録が無い期間があるとすれば、本人が厚生年金保険の加入を申し出なかったのかもしれない。歩合給の社員の中には収入の減少を嫌って社会保険への加入を拒んだ者もいた。」と供述している。

さらに、前回の照会において回答の無かった元事業主は今回、「当時の資料は保管されていないので詳細は分からないが、社会保険関係などは社員の全てについて同じ取扱いであったと記憶している。届出に関する具体的な取扱い等の細かい事務については関わっていないので分からない。当時の担当者が誰であったか覚えていない。」と回答している。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において訂正、取消、改ざんの形跡はうかがえない上、オンライン記録から、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は平成元年 11 月 1 日の資格取得時に新規に付番されていることが確認できる。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、厚生年金保険被保険者として、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月1日から8年1月1日まで
② 平成8年1月1日から13年3月21日まで

A株式会社同期入社した同僚から、同社に勤務した期間について不正に減額されていた標準報酬月額が訂正された旨の情報が入った。自分は、平成2年2月5日にA株式会社に入社し、6年5月1日に系列会社であるB株式会社に移籍し、8年1月1日に再度A株式会社に移籍した。給与額は平成5年10月1日から13年3月20日に別の系列会社に移籍まで同額であったにもかかわらず、標準報酬月額が減額されている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B株式会社におけるオンライン記録の被保険者記録回答票から、申立期間当時、申立人の標準報酬月額は複数の同僚とほぼ同額であることが確認できる上、申立人の標準報酬月額は遡って減額訂正された形跡も無い。

また、当該事業所の元事業主は「経理を担当していたのは別の役員だったので詳細は分からない。」と回答しており、かつ、同社において申立期間に被保険者期間が確認できる複数の同僚は、自分の標準報酬月額には誤りがない旨の回答している。

さらに、当該事業所は平成12年10月1日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、申立期間に係る雇用保険の資格取得時賃金は厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額と一致している。

2 申立期間②については、A株式会社におけるオンライン記録の被保険者記録回答票から、申立期間当時、申立人の標準報酬月額が複数の同僚と同額又はほぼ同額であることが確認できる上、申立人の標準報酬月額が遡って減額訂正された形跡も無い。

また、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚が自分の標準報酬月額に疑問は持っていない旨の回答をしている上、一人の同僚から提出のあった給料明細書から、支払われている給与額はオンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であるものの、控除されている厚生年金保険料額はオンライン記録で確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、当該事業所は平成 20 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、元事業主から申立てに係る供述も得られない。

加えて、申立期間に係る雇用保険の資格取得時賃金は厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額と一致している。

3 そのほか、申立期間について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 27 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 62 年 7 月 4 日から同年 10 月末まで A 株式会社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険の資格喪失日が同年 10 月 27 日であり、被保険者期間が 3 か月となっている。62 年 7 月から 10 月までの厚生年金保険料 4 か月分が控除されていることが、給与明細書からも明らかであるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 株式会社の給与支払明細書から、申立人は、同社に入社した昭和 62 年 7 月から退社した同年 10 月まで厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

しかしながら、事業主は、当時の資料は処分してしまったため申立人の勤務期間については不明と回答している上、雇用保険の記録から、申立人の同社における離職日が厚生年金保険の資格喪失日の前日である昭和 62 年 10 月 26 日であることが確認できることから、申立人の申立期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、A 株式会社において、申立人と同じ昭和 62 年 10 月 27 日に厚生年金保険の資格を喪失した者がいないために、喪失した年月は異なるが、25 日から 30 日までに喪失した被保険者 13 人に退職日について照会したところ、3 人から回答があり、いずれも自身の資格喪失日は退職した日の翌日であると供述している。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資

格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 62 年 10 月 27 日であり、申立人の主張する同年 10 月は、厚生年金保険の被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 36 年 6 月から平成 9 年*月の 60 歳定年まで、A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務した。標準報酬月額の記録を見ると、右肩上がりで伸びていった昭和の時代に、申立期間だけは、前年と比べて下がっている。給料が下がるということは、この当時は絶対に無い。ただ、この時期に、本社の総務の者から、「保険料を少なく徴収してしまった。」と言われて差額を請求された。分割で支払った記憶があるが、この時の記録が訂正されずに残されているのではないかと考えている。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁（当時）のA家電株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 44 年 11 月の標準報酬月額の記録が 8 万円であるにもかかわらず、その翌年 10 月の定時決定では 7 万 6,000 円に減額されており、減額されていないことを証明できる給与明細書等はないものの、給与が毎年昇給していた時期に考えられないとして申し立てている。

しかしながら、B株式会社は、「申立期間当時の資料が滅却しているため、全て不明である。」と回答し、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

また、上記、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の申立期間の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している。

さらに、上記名簿及び被保険者縦覧照会回答票に基づき、昭和 45 年か

ら 47 年までの間にオンライン記録のある 193 人について調査したところ、一部期間において、標準報酬月額の下がっている者が 4 人確認できる。

加えて、申立人は、「申立期間において、会社が社会保険料を間違えたため、差額を分割で払った。」と主張しているが、その期日は特定できず、事業所にも当時の資料が残されていないため確認が得られない上、昭和 45 年の保険料に基づいた試算によれば、申立期間に差額徴収が発生した場合の 1 年間の厚生年金保険及び健康保険の追加保険料は合計で 3,100 円程度であり、「私にとっては大きな金額なので分割にて清算に応じた。」との申立人の供述とは符合しない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 10 日から 39 年 3 月 14 日まで
② 昭和 39 年 4 月 10 日から同年 8 月 21 日まで

A株式会社を退職後の昭和 44 年 7 月 5 日の支給日で脱退手当金を受給したことになるが、受給した記憶が無い。また、結婚退職で脱退手当金を受給したとするならば、結婚が 39 年 3 月であるので支給日と合わない。さらに、40 年 6 月から同年 11 月まではB社C支店に勤務していたが、脱退手当金は過去に勤務した全ての被保険者期間が対象になるはずなのに、この期間が対象とされていないのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として、申立人がA株式会社D工場長を代理受領に指名した委任状を添えた昭和 44 年 5 月 26 日付けの脱退手当金裁定請求書が、同社を管轄するE社会保険事務所（当時）に提出され、同請求書は同社会保険事務所において同年 5 月 27 日に受付されている。その後、同年 6 月 19 日に同社会保険事務所から厚生年金保険被保険者証を添付できない時の理由書の提出を求められ、同年 6 月 28 日に再度、受付して、脱退手当金支給決定ならびに支払伺を作成し決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

このことから、申立人が自らA株式会社F本社に勤務している申立人の夫を通じて、同社に脱退手当金の請求及び受領を委任したと考えられる。

また、前述の脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定ならびに支払伺による請求期間は、申立期間①及び②である昭和 36 年 3 月 10 日から 39 年 3 月 14 日までと 39 年 4 月 10 日から同年 8 月 21 日までとされ、同

支払伺には 44 年 7 月 5 日付けの「支払済」印が押されており、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、昭和 40 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日までの B 社の被保険者期間が、脱退手当金の支給対象とされていないのはおかしいと主張しているが、申立人は「60 歳になったときに社会保険事務所に相談に行き、B 社の被保険者期間を見つけてもらうまで、厚生年金保険に加入していたことは知らなかった。」と供述しているところから、当該被保険者期間の請求を漏らしたと考えられ、脱退手当金裁定請求書では当該被保険者期間を請求していないことが確認できる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 1 日から同年 10 月頃まで
株式会社Aに昭和 55 年 1 月 1 日から同年 10 月頃まで勤務していた。
当時、社長の娘さんが幼稚園か小学校に入学するのに面接があり、その練習のため面接官役をやり社長宅に数回行った記憶がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元事業主及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、元事業主は、「当社には、6か月の試用期間があった。入社する時に試用期間で仕事が駄目だったら辞めてもらうと言っていた。また、中途採用の者は、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかったかもしれない。」と供述しているところ、複数の同僚から、「試用期間があった。」との供述があり、そのうち1人の同僚は、「私の厚生年金保険の記録が勤務していた期間よりも短いので、試用期間があったと考えられる。」と供述している。

また、元事業主は、「倒産したため資料が無い。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録も無い上、株式会社Aの事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号は連番となっており欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、同保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から 34 年 12 月 21 日まで
年金事務所から、脱退手当金のお知らせの通知が来て初めてA社（現在は、株式会社B）の期間が脱退手当金として受給している記録になっていることを知った。私は脱退手当金を受給していない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示があり、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、申立期間後に厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月頃から平成 2 年 8 月頃まで
昭和 58 年 11 月頃から平成 2 年 8 月頃までの間、有限会社Aが経営するBに勤務したが、この間における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している事業主名、事業所所在地、同僚名及び勤務実態に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において有限会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、有限会社Aは平成 2 年 4 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主から回答を得られないことから、申立人の申立期間の勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立期間当時に被保険者記録がある 10 人に同僚照会し、回答のあった 6 人全員が申立人の申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除については「不明」と供述している。

さらに、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い。

加えて、社会保険事務所の適用事業所名簿の記録によると、有限会社Aの厚生年金保険の新適日は昭和 61 年 9 月 10 日、全喪日は平成 2 年 4 月 28 日であることから、申立期間のうち、前及び後ろの一部期間は適用事業所では無い期間となる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 31 日から 10 年 1 月 1 日まで
株式会社Aに平成 9 年 12 月末日まで勤務していたにもかかわらず、
12 月の厚生年金保険の記録が確認できないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主は、「当時の資料は残っていないので詳しいことは分からないが、申立人の雇用保険の被保険者記録について公共職業安定所に確認したところ、平成 9 年 12 月 30 日が離職日であることが確認できたため、厚生年金保険の喪失日は同年 12 月 31 日になると考えられる。」と供述している。

また、B 基金及び C 組合に照会したところ、申立人の資格喪失日が平成 9 年 12 月 31 日となっていることが確認でき、オンライン記録に符合している。

さらに、申立人から提出された平成 9 年 11 月及び 12 月の給与明細書から、厚生年金保険料を控除されていることが確認できるが、当該事業所は翌月控除であることから、当該控除保険料については、それぞれ 9 年 10 月及び同年 11 月の厚生年金保険料であることが確認できる。

なお、申立人の雇用保険について照会したところ、事業主の照会と同様に平成 9 年 12 月 30 日が離職日であることが確認でき、オンライン記録に符合している。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 21 日から 34 年 2 月 1 日まで
私は有限会社A（後にB株式会社）に昭和 33 年 3 月から 48 年 11 月まで勤務したが、私の同社に係る厚生年金保険被保険者記録には、勤務期間の途中が欠落している。同社には継続して勤務していたので、欠落している期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、有限会社Aに勤務していたかについて当時の元同僚5人に照会したところ、これに回答した5人全てが、「申立人が申立期間において勤務していたかは不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が当該事業所において被保険者資格を喪失した記録となっている昭和 33 年 8 月 21 日から、当該事業所において被保険者資格を再取得した記録となっている 34 年 2 月 1 日までの期間に申立人の加入記録は確認できず、同期間の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は既に解散しており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できない上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除を確認できない。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の給与からの控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5438 (事案 3348 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③について、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

さらに、申立期間④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年6月21日から62年8月1日まで
② 平成6年4月1日から7年1月25日まで
③ 昭和62年8月1日から平成3年6月1日まで
④ 平成3年6月1日から4年3月27日まで

私の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間①及び②について株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の加入記録がない。当時、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、株式会社Bでの標準報酬月額の記録が、申立期間③において47万円及び41万円となっているが、同社に勤務していた期間、給与は50万円が変わらなかったため、50万円に訂正してほしい。

さらに、株式会社Cでの標準報酬月額の記録についても、申立期間④において41万円及び20万円となっているが、同社に勤務していた期間、給与は50万円が変わらなかったため、50万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②に係る申立てについては、株式会社Aの当時の代表者は、「申立人の当社における役職は非常勤相談役であり、勤務は週に

1 日程度、勤務時間は1時間から2時間程度であり、正社員としては登録していなかった。また、当社が社会保険の適用事業所となった昭和53年当時、厚生年金保険及び健康保険の加入について申立人に尋ねたが、申立人は社会保険への加入を希望しなかった。」と供述している。

また、当該事業所の複数の元役員は、「申立人は同社の発起人の一人であり、相談役的な立場にあった。また、勤務状況は不定期であり、出勤時間においても決まっていなかった。」と供述している。

さらに、申立人自身も申立期間①及び②において給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料が無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年6月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が申立期間①及び②について欠落しているのは納得できないと主張しているが、申立人の申立期間①及び②において給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる新たな資料等が提出されていない。

これらのことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和62年8月から63年9月までが47万円、同年10月から平成3年5月までが41万円と記録されているところ、申立人は、当該期間の給与額は50万円であったと主張し、標準報酬月額の訂正を求めている。

しかしながら、申立期間③のうち、昭和62年8月から63年9月までの標準報酬月額について、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上限は、47万円となっていることから、当該期間に係る申立人の標準報酬月額のオンライン記録に不備は無い。

また、申立期間③のうち、昭和63年10月から平成3年5月までの標準報酬月額については、昭和63年10月1日の定時決定で41万円と記録され、平成3年5月まで継続していることが確認できるが、遡って訂正された形跡は無い。

さらに、当該事業所に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、K氏とともに同社の代表取締役就任しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、

当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

3 申立期間④について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額額は、平成3年6月から同年9月までの期間は41万円、同年10月1日の月額変更により、同年10月から4年2月までの期間は20万円と記録されている。

また、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額額は、平成3年10月1日の定時決定が当初41万円と記録されていたところ、同年10月25日に取り消され、同年10月1日付けの月額変更で20万円の記録となっており、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは認められない。

さらに、株式会社Cは、平成4年3月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間④当時の給与明細書等などは確認できない上、申立期間④について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。